

ハラスメントの社外相談窓口 私達にお任せください！

中小事業主も2022年（令和4年）4月1日から
ハラスメント相談窓口の設置が義務化されます

社員が安心できる会社

職場環境改善のために

社員のプライバシーを守りながら会社に伝えます。
電話、メール、面談など、相談者の都合に合わせて対応します。
中小企業に特化したハラスメント対策を支援します。
小規模事業者特有の悩みに対応します。



ご利用月額5,500円～ お気軽にご相談ください！

小田急線相模大野駅南口徒歩1分 綜合法務とコンプライアンス
行政書士社会保険労務士のぞみ合同事務所/株トータルサポート

〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野8-2-6第一島ビル4F

☎042-701-3010

営業時間 9:30～17:30 / 定休日：土日祝祭日

▼詳しくはWEBへ
<http://thefirm.jp>

のぞみ合同事務所

検索



<ハラスメント対策で悩む中小事業者の方へ>

2022年4月から中小事業者も以下のパワーハラスメント防止措置が義務化されます（労働施策総合推進法）。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) パワーハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

どこから手をつければいいのか迷っている方のために、弊社がおすすめの実施手順を以下にご案内します。

2022年
4月1日から
義務化!

ハラスメント防止措置実施手順

その1 ハラスメント対策を統括する担当者を定めます

次の要件を重視してください。

- ①経営者に事実を直接ありのままに伝えることができる人
- ②会社全体の実情をよく理解し、秘密を厳守できる人
- ③冷静かつ公正に物事を処理し、ハラスメント対策に意欲を持っている人
- ④ハラスメントを行うおそれがない温かな性格の人



その2 相談対応窓口を整備します

- ①窓口の相談担当者を選任する

現場の窓口には相談しにくいので、同時に本社にも必ず設置します。

- ②こんな人を選ぶ

ハラスメントを行う恐れがない温かな性格で、不当な要求をされても屈せず、適切な対応を行う権限と責任感がある人。

- ③窓口の相談担当者に相談対応方法の要点を理解させる

相談に迅速に対応し、相談者の秘密を守り、伝えたいことをしっかり聞き取り、相談者の意思を尊重し期待を裏切らないこと。



その3 社内規定に次の事項を定めます

- ①ハラスメントを禁止し防止に努める旨の規定
- ②ハラスメントを行った従業員に対する処分規定
- ③相談と苦情に対応する窓口と責任者、及びその対応方法を定める規定
- ④従業員はハラスメントに関する相談及び苦情を担当窓口申し出ることができる規定
- ⑤関係者のプライバシーを保護し、相談や協力等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨の規定
- ⑥その他、ハラスメント防止と職場風土改善のために有益となること

その4 ハラスメント対策の内容を従業員に周知啓発します

上記「その1～その3」の対策を全従業員に理解させます。特に次の点が重要です。

- ①セクハラやパワハラが法令及び社内規定で禁止されており、全従業員が日々配慮して活動すべきこと
- ②相談苦情対応窓口の存在が理解され、安心して利用できること
- ③ハラスメント問題を克服するために全従業員が協力し合う意思を持つこと
- ④従業員の命と健康がなによりも大切であること



ハラスメント防止措置についてお悩みのときは

のぞみ合同事務所/(株)トータルサポート へお気軽にお尋ねください

TEL042-701-3010 〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野8-2-6 第一島ビル4F